

厚岸町教育委員会規則第3号

厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

厚岸町教育委員会



厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則

厚岸町立学校管理規則（昭和45年厚岸町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の3を次のように改める。

第4条の3 削除

第7条の2第3項中「事務をつかさどる」を「事務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（専門事務主任）

第7条の2 学校に別に定める基準により専門事務主任を置く。

- 2 専門事務主任は、その学校の事務職員をもって充てるものとし、委員会の承認を受けて校長が命ずる。
- 3 専門事務主任は、校長の監督を受け、担任の事務を処理するとともに、事務に関する事項について、近隣校への指導及び助言に当たる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。